

6月は環境月間です

地球の温暖化は、生態系への影響などが懸念されるほか、異常気象の頻発など、私たちの生活にさまざまな影響を及ぼすといわれています。地球環境を守るのは私たち一人ひとりで。この機会に、家族や事業所でエコな生活、エコなまちづくりに挑戦しませんか。詳しくは環境創造課 ☎6489-6301、FAX6489-6300、✉ama-kanky-sozo@city.amagasaki.hyogo.jpへ。



エネルギーの低炭素化へ

◆エコアクション21&省エネセミナー in 尼崎 6月14日(火)午後2時〜5時、商工会議所で、中小事業者向けの環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証登録制度の紹介や、省エネによる経費削減の事例発表などを。

対象は中小事業者など。定員先着10人。料金は無料。申し込みは6月6日〜10日に直接か電話、ファクス・Eメール(住所・事業所名・電話番号・ファクス番号、参加者氏名を書いて)で市役所中館9階環境創造課へ。

◆省エネ診断員を募集・資格取得助成制度 二酸化炭素などの削減を目的に、省エネ設備を導入する際の省エネ相談窓口として活動していただく同診断員を募集します。登録期間は登録日から翌々年度末まで。対象は市内在住か在勤で、エネルギー管理士かエネルギー診断プロフェッショナルの資格を持つ人。

また、同診断員になるために必要資格を取得した人に、受験料などの一部を助成します。対象は平成27年4月1日以降に必要な資格を取得などの要件を全て満たす人。予算額に達し次第終了。詳しくは同課へ。

◆尼崎市小規模産業用太陽光発電設備認定制度 太陽光発電の普及を促進

するため、小規模産業用太陽光発電設備に係る3年度分の固定資産税(償却資産)の課税を免除します。

対象は▽平成25年4月〜28年3月間に新たに取得した▽出力が10kW以上50kW未満▽国の固定価格買取制度の設備認定を取得▽市内に主たる事業所を置く事業者により設置—などの要件を全て満たすもの。申し込みは6月30日までに。詳しくは同課へ。

◆住宅エコリフォーム助成事業 市内の持ち家(戸建て・マンション)に対し、一定の要件を満たす省エネ改修工事と、同工事に併せて創エネルギー機器やエコ住宅設備の設置工事を実施する場合、その費用の一部を助成します。

助成額は「省エネ改修工事(窓や外壁、屋根・天井、床などの断熱改修) 30000円〜12万円」「創エネルギー機器設置工事(太陽熱利用システムやエコウィル、エネファームの設置) 3万円〜7万円」「エコ住宅設備(高効率給湯機や高断熱浴槽、節水型トイレなど)の設置」30000円〜2万4000円。なお、市内業者が施工する場合は、助成額が1.5倍になります。工事前に申請を。予算額に達し次第終了。

申し込みは12月28日までに申請書などを直接市役所北館5階住宅・住まいづくり支援課 ☎6489・6608へ。詳細については、同課や各支所地域振

興センターにある助成案内パンフレットをご覧ください。市のホームページから印刷もできます。

◆自動車・住宅充給電システム導入促進事業 低炭素なまちづくりの構築を図るため、自動車・住宅充給電システム(V2Hシステム)を導入する費用の一部を助成します。対象は▽居住する(予定を含む)住宅に助成対象機器を設置するか、同機器を設置した住宅を取得する▽住宅に家庭用エネルギー管理システム(HEMS)を導入する—などの要件を満たす人。

助成額は最大10万円。ただし、市内事業者が設置する場合は助成額が1.5倍になります。申し込みは平成29年2月28日までに。詳しくは環境創造課へ。

自動車・住宅充給電システムのイメージ図

